**液化石油ガス販売事業承継届**

関係法令等　法第１０条第１項、第３項　規則第１０条

◎　事業の全部譲渡、相続又は合併により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は遅滞なく承継届を行わなければなりません。

◎　申請手続きは、販売所の所在地を所管する広域振興局等の扱いになります。

◎　相続は、液化石油ガス販売事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

◎　事業者の登録番号は廃止となり、新たな登録番号となります。

◎　譲渡先が登録事業者の場合、一般消費者の増加、販売施設の増設等変更があるので、「販売事業承継届」のほかに「販売所等変更届」「保安機関変更届」等を提出する必要があります。

◎　必要書類

１　液化石油ガス販売事業承継届書（甲）（様式第６）

　２　液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書（様式第７の２）

（全部譲渡の場合）

　３　液化石油ガス販売事業者相続同意証明書（様式第８）及び承継者の戸籍謄本

（２以上の相続人全員の同意により選任された承継者の場合→相続人が２人以上の場合）

　４　液化石油ガス販売事業者相続証明書（様式第９）及び承継者の戸籍謄本

　　　（前号以外の場合→相続人が１人の場合）

　５　法人の場合、登記事項証明書

　６　欠格事項非該当誓約書

　７　その他譲渡により変更となる事項に関する書類